

一覧表(その3) 物品等返還請求及び損害賠償請求

平成31年2月13日被告学園作成

原告人の主張	証	拠	被告学園の主張	証拠
<p>はじめに</p> <p>原告人は、研究室の明渡しに伴い、平成30年8月4日、学事課の物品管理担当者に備品等の返還について最終確認を受け、同月5日に備品等をすべて返還した(準備書面(9)は同月4日に返還したかのような記述になっているが、実際に返還したのは5日である。)。同担当者からはすべて返還済みであることが確認されており、未返還の物品がある旨の指摘は受けなかった(準備書面(9)、6頁)。また、同月29日、管財課課長と話をした際、同課長は、管財課と学事課の物品担当管理者に対し、物品の現況についてこれ以上再確認を行う必要はない旨を伝えていた(準備書面(9)、8頁)。</p>		第8 物品返還請求について	はじめに	
<p>1 原告人は物品を占有していないこと及び代替品を返還していること</p> <p>(1) 物品1について</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年から25年頃に廃棄した。廃棄したことは、平成27年6月に物品の管理状況について定期報告をする際に学事課へ連絡した(準備書面(9)、5頁)。 乙大学特定研究助成費取扱い要領3条(1)は「設備備品は、1点の単価が10万円以上かつ耐用年数1年以上のものとする。(10万円未満、1年未満のものは『消耗品』)」(乙74)と定めているから、4万1960円で購入した物品1は、消耗品である(答弁書3頁)。また、「退職転出に伴う手続概要について<ご案内>(甲105)には「消耗品ですので、廃棄してしまっている場合もありますが、現存するものは返納してください」との記載があり、既に廃棄した消耗品は返還する必要がない(準備書面(9))。 		否認する。		
<p>(2) 物品2について</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年頃に返還した。返還する旨を学事課へ伝えたところ、学事課の職員が管財課へ電話で連絡し、管財課の職員が原告Aの研究室に来て、物品2を持って行った。被告学園が返還の事実を把握していないのは、物品管理担当者がきちんと手続をしていなかったからである(準備書面(9))。 		1 被告学園の所有と原告Aの占有について		
<p>(3) 物品3について</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年春頃に学事課へ返還した。乙68の5にも「以前、Xさんor Yさんの時代に返納」との記載がある。被告学園が返還の事実を把握していないのは、物品担当者が手続をしていなかったからである(準備書面(9)、6頁)。 		(1) 物品1について		
<p>(4) 物品4について</p> <ul style="list-style-type: none"> 故障したため廃棄し、その旨を平成27年6月頃及び平成28年8月4日に学事課へ連絡した(答弁書、6頁、(4)準備書面(9)、7頁)。 		・原告Aは、平成19年1月24日、被告学園の特定研究助成費を利用するために、立替払いにより物品1を購入して使用占有した。		
<p>(5) 物品5について</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年8月5日に代替品を引き渡し、同月29日に代替品を引き渡すことで物品5の返還義務を免れることについて学事課の物品管理担当者と管財課課長の了承を得た。 		・被告学園の「乙大学特定研究助成規程」10条2項では、「助成費によって購入した設備備品は、本学の所属とする。」と定めており(乙65、乙73)、助成費によって購入した設備備品は被告学園の所有である。		
<p>2 履用関係が終了していないこと等</p>		・被告学園は、物品1につき、原告Aからの同月25日付け、物件申請書に基づき予算執行を同月30日に決裁し、同日これを所有した(乙66の1~4)。		
		・物品1は、同規程の「設備備品」に含まれる。同規程には、「消耗品」の定義規定はなく、原告A主張の「乙大学特定研究助成費取扱い要領」上の「消耗品」にも当たらない。なお、「消耗品」と「消耗品費」とは異なる。		
		・なお、「消耗品」だからといって、被告学園に所属せず、返還義務がないとする規定はない。		
		(2) 物品2について		
		・原告Aは、科学研究費助成事業を利用して、物品2を購入し、使用占有した(乙67の1)。		
		・原告Aは、平成21年3月31日、被告学園に対し、物品2の寄贈手続をし(乙67の2、3)、被告学園は、同日、物品2を所有した(乙67の3)。		
		(3) 物品3について		
		・原告Aは、被告学園の総合政策学部予算を利用して、物品3を購入し、使用占有した(乙68の1~4)。		
		被告学園は、平成21年5月27日、物品3を所有した(乙68の5)。		
		(4) 物品4について		
		・原告Aは、科学研究費助成事業を利用して、物品4を購入し、使用占有した(乙69の1)。		
		・原告Aは、平成22年2月25日に物品4の寄贈手続をし(乙69の2、3)、被告学園は、同年3月8日、物品4を所有した(乙69の3)。		
		(5) 物品5について		
		・原告Aは、被告学園の総合政策学部予算を利用して、物品5を購入し、使用占有した(乙70の1~5)。		
		被告学園は、平成27年5月7日、物品5を所有した(乙70の5)。		
		2 物品の返還根拠について(雇用関係終了)		
		・被告学園は、原告Aに対し、学園の特定研究助成の資金で購入した物品1、学園の総合政策学部予算で購入した物品3、同5及び寄贈された物品2、同4は、被告学園における研究のために取得・使用されるものであるから、当該教員が被告学園に在籍している間は、貸与しており、返還を求めない(乙78)。個人研究費取扱い要領5		

		<p>・懲戒解雇処分は違法無効であるから、被告学園と原告Aとの間の雇用関係は終了していない。</p> <p>・乙35の催告書は物品3及び5を特定しておらず、返還の対象を抽象的に「乙大学の予算により購入したパソコン」とするだけである。</p> <p>被告学園が研究室の退去時には返還するパソコンに個人情報等を残さないよう呼びかけをしているように(甲105)、原告Aはデータを消去するのが常識と考え、平成28年8月4日、パソコンを研究室から運び出してデータを消去する作業をしようとしたところ、職員にパソコンを運び出す姿を目撲された。乙35には「ハードディスク交換等パソコン本体に手を加えず現状のまま…返納してください。」とあるが、乙35の主旨はここにあり、被告学園は一般的にはパソコンのデータを消去するよう呼びかけながら、原告Aに対してだけ、パソコンのデータを消去しないよう求めた。</p> <p>原告Aは廃棄、故障の連絡をしている。手続を履践した証拠が残っていないのであれば、それが物品管理担当者が手続を怠っていたからである(準備書面(9)、5~7頁)。</p>	<p>乙9の1、 2 乙10の 1、2 乙11 乙15か ら乙17 甲42の 1、2 甲43の 1、2 乙72</p>
	乙35	<p>甲105</p> <p>条、6条参照)が、雇用関係が終了した時点でこれら物品を返還する義務が発生する(同要領6条)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被告学園と原告Aとの間の雇用関係は、平成28年7月11日終了した。 ・被告学園は、原告Aに対し、平成28年8月5日には物品3及び同5の、同月24日には物品1ないし同5全部の返還を求めた。 ・原告Aが物品1につき、平成24年から25年ころに廃棄したこと、その旨を平成27年6月ころ被告学園事課に連絡したこと、当該廃棄を被告学園が了解したことは否認する。原告Aが物品2につき、平成25年ころ返還したことは否認する。原告Aが物品3につき、平成27年春ころ返還したことは否認する。原告Aが物品4につき、廃棄したこと、その旨を平成27年6月ころ同学事課に連絡したことは否認する。物品5につき、原告Aが物品の代替品の返還について被告学園が了解したことは否認する。原告Aは、平成28年8月29日、物品5の現物とは異なるノートパソコンを被告学園に引き渡したが、その際、同ノートパソコンが物品5の代替品であることは一言も告げられていない。 ・被告学園は、被告学園の経費で購入したものである以上、代替品で済ませるということはしない。特に、パソコンは、現物でない限り、個人情報の流出などが疑われるため、直ちに個人情報保護委員会への紛失手続等を行う必要が出てくる。そのため被告学園管財課長が代替品で了承することはあり得ない。 ・被告学園では、廃棄、紛失、故障の場合は、その旨の届けをする取り扱いである(乙76の1、77の1)が、原告Aはその手続を履践していない。 ・さらには物品の廃棄につき被告学園が了解済みであれば、その後棚卸しをすることはないし、その棚卸しの際、原告Aも廃棄した旨を述べるはずであるが、原告Aからそのような説明はされたことがない。 <p>【原告Aの主張に対する反論】</p> <p>原告Aの主張に対する反論は、上記のとおりであり、その余の被告学園の上記主張に反する部分は全て否認する。</p>	
原告Aの主張		第9 賞与返還請求(不当利得返還請求)について	
1 ・認める。		<p>1 被告学園から原告Aに対する賞与の支給</p> <p>1 原告Aの利得及び被告学園の損失</p> <p>・被告学園は、原告Aに対して、平成28年度分の1年分の賞与として、平成28年7月8日に447万6940円を、同月19日に2万6730円をそれぞれ支給し、合計金450万3670円を支給した。</p>	乙63 乙64の 1~3
2 ・認める。 ・争う。		<p>2 原告Aの利得に法律上の原因がないこと</p> <p>・被告学園の「乙大学の賞与に関する内規」5条1項では、「賞与支給後、当該賞与期間の途中において退職する者は、以下の計算法により算定した額を本学園に返還するものとする。(当該退職年度の賞与支給額) × ((12か月 - 賞与期間内の在職期間) / 12か月)」と定められている。</p> <p>・原告Aは、平成28年7月11日、被告学園から本件懲戒解雇処分を受けて被告学園を退職することとなり、原告Aと被告学園との間における雇用関係は終了した。</p> <p>・原告Aは、「乙大学の賞与に関する内規」5条1項の「当該賞与期間の途中において退職する者」に該当するところ、原告Aが返還すべき賞与等の金額は、支給された平成28年4月1日から同29年3月31までの1年分の賞与450万3670円のうち、雇用契約終了後の平成28年8月から同29年3月分(8か月分)の300万2440円である(支給額450万3670円 × ((12か月 - 4か月) / 12か月) = 300万2440円)。</p> <p>・よって、原告Aに対して支給した賞与のうち300万2440円は、法律上の原因なく、原告Aが利得したものであり、被告学園に同額の損失を及ぼすものである。</p>	乙63 乙64 乙31 乙32 乙33 乙34
3 ・争う。		<p>3 原告Aの悪意</p> <p>・原告Aは、平成28年7月11日、本件懲戒解雇処分書の交付を受けたことにより、過払賞与300万2440円を保持することにつき法律上の原因がないことを知り、同日、悪意となつた。</p>	乙31

原告Aの主張

1

(1)

・認める。

・争う。ただしハワイ大学の招待状を受領したことは認める。

招待状を受けたことが直ちにハワイへの渡航意思を「確定」させるものではあり得ない。招待状は、客員研究員となる条件すなわちハワイ外への旅行制限、健康保険等の調達、ハワイ大学の方針、必要書類等を満たすことを求めているところ、これらの提示条件を受け入れて客員研究員となるか、条件を満たしうるかは諸条件によるし、それがハワイの提示条件に合致するかという受け入れ側の審査結果にも左右されるからである。

以下、被告の主張で、招待状の受領をもってハワイへの渡航意思が確定したことを前提としたものは全て争う。

・「装い」は被告特有の悪意の表現である。なお「研究に専従するため」の意が文字どおりのものであるなら認めるが、物理的な場所として延世大学から出でなければならない意味の「専従する」の趣旨なら争う。

・乙1-0の1及び2の「海外での住所」欄記載の住所は原告の実家であり、「研究先大学」欄の延世大学は受け入れ先である。これを欺罔行為と結びつけることはできない。

・依頼書を提出したことは認める。

(2) 争う。被告がいう「錯誤」の趣旨は不明瞭である。

(3) 争う。

(4) 争う。

2 損害について

・争う。

3 故意について

第1.0 損害賠償請求について

1 不法行為(詐欺)について

(1) 原告Aによる欺罔行為

・原告Aは、被告学園に対して、以下の本件研究計画書を作成し、受入期間を平成25年9月1日から同26年8月31日までとする延世大学からの招聘状を提出して平成24年4月11日の教授会で決定を受け、在外研究の申請を行い、学長の決裁を受けたことから、被告学園が同研究計画書に記載のとおり韓国・延世大学にて在外研究すると信じていることに乘じて、本件研究計画書に記載のとおり韓国・延世大学において研究する旨を装い、平成25年8月23日、2013年度在外研究员として出発する旨の出発届を提出した。

研究課題 日韓における市民社会の現状と課題の比較

研究を希望する理由 「新しい公共」と関連する政策の先進国である韓国で研究を行うことで、日韓における市民社会の比較研究を行いたい

研究機関 韓国・延世大学

研究期間 平成25年8月31日から同26年9月1日まで（366日間）

・原告Aは、遅くとも平成25年3月頃には、ハワイに渡航し滞在する意思を確定させていた。それにもかかわらず、このことを被告学園に一切明らかにしなかった。

・その上で、原告Aは、被告学園（学長）に対し、本件研究計画書に記載のとおり韓国・延世大学において研究する旨を装い、前記のとおり、平成25年8月23日、出発届を提出し出発したものである。

・原告Aは、平成25年9月5日からハワイに渡航・滞在していたにもかかわらず、これを秘し、同月13日、被告学園（国際センターのK職員）に対して、「今年8月31日から、韓国で在外研究を行っている総合政策学部のAです。」と記述したメールを送信し、併せて、海外での住所及び研究先大学名及び住所等として、韓国の住所と韓国・延世大学名を記載した緊急連絡表を被告国際センター宛に提出した。

・原告Aは、被告学園に対し、平成25年8月23日、韓国・延世大学で研究することを前提として、在外研究費振込依頼書を提出した。

・原告Aによる以上の行為は、被告学園に対して、韓国・延世大学で所定期間、研究に専従する旨及びそのための滞在費及び交通費並びに給与等の支給を求めるものである旨欺罔するものである。

(2) 被告学園が錯誤に陥ったこと

・被告学園は、本件研究計画書に記載の研究課題及び招聘状に基づき、原告Aが韓国に渡航して滞在し、延世大学において、所定期間、研究に専従するものと誤信して、原告Aを内外研究员に決定し、原告Aからの上記行為に基づき、所定の滞在費及び交通費並びに給与等を支給することとした。

(3) 被告学園が錯誤に基づく処分行為を行ったこと

・被告学園は、原告Aに対して、滞在費及び交通費（合計金243万3720円）を同月5日に、並びに給与等（合計金1014万5178円）を所定期間、所定期日にそれぞれ振り込み送金した。

(4) 原告Aによる詐取

・以上のとおり、原告Aは、被告学園をして原告Aが韓国に渡航して滞在し、延世大学において、所定期間、研究に専従するものと誤信させ、被告学園の金品（滞在費及び交通費並びに給与等の合計金1257万8898円）を詐取した。

2 被告学園の損害について

・被告学園は、原告Aに対して、滞在費及び交通費並びに給与等をそれぞれ振り込み送金することにより、合計金1257万8898円の損害を被った。これは、被告学園が原告Aの上記欺罔行為に基づき錯誤・誤信したことによって支払ったものであるから、滞在費及び交通費並びに給与等としての支給ではなく、損害となるものである。

・被告学園は、代理人弁護士に対し本件訴訟の提起遂行を委任したが、損害である弁護士費用と相当因果関係のある損害は、請求額の約1割に当たる125万円である。

3 原告Aの故意について

乙8の1

～2

乙9の1

～2

甲42の

1～2

乙10の

1～3

乙11

乙15

乙16

乙17

乙72

乙16

乙17

乙72

乙5

原告に詐欺の故意があったことは争う。

原告Aの内外研究に関する規程に対する認識レベルは「知悉」と言っていただくほどではない。「装う」、「誤信させ」、「詐取」とかは被告のこじつけに過ぎない。

・原告人は、被告学園の内外研究員制度に基づき学長により内外研究員に決定されると、研究期間中、授業を免除され、役職にある者は委嘱を解かれ、研究以外の他の職務に従事してはならず、研究に専従することが義務付けられること、その期間中の給与は本俸・扶養手当・住宅手当及び賞与の合計額が支給される上、内外研究費として300万円を限度に主たる滞在先までの往復普通航空運賃と所定の滞在費がそれぞれ支給されることを知悉していた。

・原告Aは、内外研究員に決定するために本件研究計画書及び本件招聘状を提出した。この招聘状にも、2013年9月1日から2014年8月31日までの期間、韓国・延世大学が、原告Aを交換教員として招聘することとしたとの記載があるから、被告学園は、本件研究計画書に記載の研究課題及び本件招聘状に基づき、原告Aが韓国に渡航して滞在し、延世大学において、前記期間、研究に専従するものとして内外研究員に決定し、所定の滞在費及び交通費並びに給与等を支給することとした。

・ところが、原告Aは、遅くとも平成25年3月頃には、ハワイに渡航し、ハワイに滞在する意思を確定させていたにもかかわらず、このことを被告学園に一切明らかにせず、被告学園(学長)に対し、本件研究計画書に記載のとおり韓国・延世大学において研究する旨を装い、平成25年8月23日、2013年度の在外研究員として出発する旨の出発届を提出した上、同月31日、韓国に渡航し、同年9月5日には、韓国を離れ、ハワイに渡航した。延世大学に赴き、内外研究員として研究活動をし、その研究課題を達成するためにはハワイ大学での研究が必要となつたかのように主張するが、土日を除けば僅か3日間であり、その間、いかなる研究活動をしたのかを明らかにする証拠はない。また、原告Aは、同月5日からハワイに滞在していたにもかかわらず、これを秘し、同月13日、被告学園に対して韓国に到着後1週間以内に提出すべき緊急連絡表を添付メールで送信し、その際「今年8月31日から、韓国で在外研究を行っている総合政策学部の Aです。」と記述した。併せて、海外での住所及び研究先大学名及び住所等として、韓国の住所と韓国・延世大学名を記載した緊急連絡表を被告国際センター宛に提出した。また、被告学園に対し、韓国・延世大学で研究することを前提として在外研究費振込依頼書を提出することによって、被告学園を韓国・延世大学で所定期間、研究に専従する旨及びそのための滞在費及び交通費並びに給与等の支給である旨欺罔し、これらを真実と信じている被告学園から滞在費及び交通費(合計金243万3720円)を同月5日に、並びに給与等(合計金1014万5178円)を所定期日にそれぞれ振り込み送金させ、もって、被告学園の金品(合計金1257万8898円)を詐取した。

・内外研究員規程及び内外研究員規程施行細則は、被告学園の規程として原告Aを含む教員に周知されていた。

・また、被告学園は、原告Aが出発するに先立って平成25年1月頃、在外研究員に関する各規程を添付した「在外研究に関する各種書類提出のお願い」と題する書面を手交している。さらには、原告Aは、被告学園の長期計画(Next 10)策定における研究部会(在外研究についても議論を行い、平成24年9月20日から翌年3月12日までの間、合計16回開催された。)に参加していた。よって、原告Aが上記各規程について認識していたことは明らかである。

・原告Aは、虚偽の申請並びに虚偽の出発届及び緊急連絡表を提出することで、研究計画書に記載されたとおり、原告Aが366日間に渡って韓国・延世大学における研究に専従するものと被告学園を誤信させ、在外研究費及び給与等を詐取することができるということについても認識していたことは明らかであつて、それにも関わらず上記のような行為に及んでいたものであるから、原告Aに、詐欺の故意があつたことは明らかである。

【原告Aの主張に対する反論】

原告Aの主張のうち、被告学園の上記主張に反する部分は全て否認する。

乙6の1

乙6の7

乙8の2

乙9の1、

2

乙10の

1、2

乙11

乙15

乙16

乙17

甲42の

1、2

甲43の

1、2

乙72

以上